

新潟市鳥獣被害防止防護柵設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市鳥獣被害防止計画に基づき、人里に出没するイノシシ等（以下「鳥獣」という。）による農作物被害及び人身被害を防止することを目的に、鳥獣の誘引要因の一つである農作物残渣の放置対策として防護柵を購入する経費の一部に対し、予算の範囲内において新潟市鳥獣被害防止防護柵設置補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「防護柵」とは、トタン、コンパネ、金網若しくはネット等による防護のための柵をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、防護柵の購入に係る費用とする。但し、消費税及び地方消費税相当額、設置に係る工事費等は、補助対象経費に含まないものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する者で、その所有し、又は耕作する市内の農地に防護柵を設置する、農業を営む個人又は法人とする。

2 前項の個人又は法人は、市税を滞納していない者に限る。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、防護柵の購入額に2分の1を乗じて得た額とし、2万円を上限とする。

2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 同一農地に設置する防護柵に係る補助金は、前回に交付を受けた年度の末日から5年経過しなければこれを受けることはできない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新潟市鳥獣被害防止防護柵設置補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、規則第7条の規定により補助金を交付することを決定したときは、新潟市鳥獣被害防止防護柵設置補助金交付決定通知書（別記第2号様式）を申請者に交付するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了後1ヶ月以内又は交付決定の年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第13条の規定により新潟市鳥獣被害防止防護柵設置補助金実績報告書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（確定通知）

第9条 市長は、規則第14条の規定により補助金の額を確定したときは、新潟市鳥獣被害防止防護柵設置補助金確定通知書（別記第4号様式）を補助事業者に交付するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。